

平成24年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 6 日）								
招集年月日	平成24年 3 月 2 日							
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時	開会	平成24年 3 月 21日			13時 30分	議 長	後 藤 信 八	
及び宣告	閉会	平成24年 3 月 21日			13時 56分	議 長	後 藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1 番	神 前 輔 行		出	8 番	大 山 勝 代		出
	2 番	久 保 山 義 明		出	9 番	片 山 一 儀		出
	3 番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出
	4 番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出
	5 番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出
	6 番	重 松 一 徳		出	13番	後 藤 信 八		出
	7 番	鳥 飼 勝 美		出				
会議録署名議員		1 番	神 前 輔 行			2 番	久 保 山 義 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 鶴 田 し の ぶ			(書記) 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			健康福祉課長		眞 島 敏 明	
	教 育 長	大 串 和 人			こども課長		内 山 十 郎	
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			農林環境課長		松 雪 靖 弘	
	企画政策課長	木 村 司			まちづくり推進課長		天 本 俊 治	
	財 政 課 長	城 本 好 昭			会 計 管 理 者		毛 利 俊 治	
	税務住民課長	天 本 政 人			教育学習課長		内 山 敏 行	
議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第 1		予算特別委員長報告（付託議案第10、11、12、13号議案）
日程第 2	討論・採決	（第10号議案から第13号議案まで）
日程第 3	意見書第 1 号	年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める 意見書
日程第 4	意見書第 2 号	戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求め る意見書
日程第 5	意見書第 3 号	公的年金2.5%の引下げに反対する意見書
日程第 6	意見書第 4 号	不活化ワクチンの導入等を求める意見書
日程第 7	意見書第 5 号	原子炉の運転期間に関する意見書
日程第 8	所管事務調査について	

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る13日から休会中の本会議を再開します。

日程第 1 予算特別委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 委員長報告を議題とし、これより予算特別委員長の審査報告を求めます。重松 予算特別委員長。

○予算特別委員長（重松一徳君）（登壇）

予算特別委員会の審査報告を行います。

第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算

第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算

第12号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計予算

第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算

本委員会は、3月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第10、11、13号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算

（1）健全財政について

町長は一貫して持続可能な健全財政の維持を言われているが、健全財政の目標とする基準はあるのかとただしたところ、危機感を持っているが、はっきりした基準は持っていない。事業を拡大すると起債はふえ、基金は減る。8年前の起債額約72億円をオーバーしないように努めているとの町長の答弁を受けた。目標となる町独自の財政規律を設定し町民に示していくよう要望した。

（2）水車とう精施設について

小松地区の水車とう精施設は観光の目玉となっているが、現在動いていない。修理をしなければ設置条例も廃止すべきである。修繕料予算も組んでおらず、町の基本的な考え方につ

いてただしたところ、水車は観光目的ではなく、とう精を目的として国の補助金で設置している。建物の耐用年数があと2年残っているので、その間は撤去できない。耐用年数が経過すれば、条例の廃止をするとの回答を受けた。修理して観光活性化に活用するよう要望した。

(3) 基肄城跡保存整備計画について

基肄城跡保存整備についてただしたところ、平成24、25年度に基肄城跡水門石垣修理、平成26年度に修景工事を行い、その後計画の見直しを行うとの説明を受けた。佐賀県だけに要請するのではなく、基肄城との関連が深い太宰府市、大野城市との連携も視野に入れるよう要望した。

(4) 区長・区長代理報酬等について

区長、区長代理報酬2,291万円及び区長、区長代理事務委託料1,495万2,000円に関し、町長は、区長、区長代理に対し報酬を支払っている。区長が自治会長のところもあり、地方自治法第203条の2に規定する非常勤特別職とは考えにくい。ほかの自治体は、委託料や補助金に切りかえており、見直す考えはないかただしたところ、区長は自治会長という考え方に変わってきており、今後検討し、協議するとの町長の回答を受けた。

(5) 公民館費について

公民館費288万8,000円について、報酬や補助金・負担金しかないが、社会教育主事など社会教育活動の予算はこの目に計上すべきである。この目の見直しについてただしたところ、各区の活動を計上しているとの説明を受けた。

また、社会教育主事等の増員計画についてただしたところ、文化財保護事務での嘱託1名の雇用を計画しているとの説明を受けた。

各区の公民館は町の施設ではないのに報酬を支払う理由をただしたところ、区長にも町の行事に協力をお願いしており、公民館長等の設置及び事務委嘱に関する規則により各区の公民館を類似施設と認定し、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支払っているとの説明を受けた。

区長、区長代理報酬と同様に補助金や委託料に変えるべきではないかとただしたところ、区長には自治会長、公民館長の立場もあるが、自治会長の方向で考えていくとの説明を受けた。

(6) けやき台緑地維持管理について

けやき台緑地維持管理委託料1,061万4,000円について維持管理範囲をただしたところ、基

本的には樹木とコミュニティ植栽等であるとの説明を受けた。来年度は基金の残高が500万円ほどになり、今後維持管理が低下しないよう要望したところ、区長とも話しており、住民の協力も得たいとの説明を受けた。

(7) 循環バス運行について

循環バス運行業務委託料711万6,000円について、平成24年度の運行計画をただしたところ、児童送迎については朝はそのまま午後は実費のタクシーに切りかえ、8時台に1便増便するとの説明を受けた。台数の追加と弥生が丘への乗り入れについて要望したところ、平成24年度中に公共交通会議を立ち上げて、ルート、利用料、台数等について検討するとの説明を受けた。幅広くアンケート調査を実施するよう要望した。

第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算

国民健康保険の運営については、主に予算編成方針に基づいて審査をした。平成23年度の基山町の医療給付費は、県内他市町では例を見ないほど急速に伸びているが、高齢化が進む中で、医療費の増大は避けて通れない問題である。このままでは国民健康保険の基金は平成25年度には枯渇し、国民健康保険が破綻する恐れがある。

医療費の増大状況によっては、平成24年度中の基金の枯渇も想定できる。この場合は、国保税の見直しか一般会計からの繰り入れが必要になる。町長は危機感を持っているのかただしたところ、危機感を持っているが、医療費が減ることはないと思う。破綻はできないので、国民健康保険の移譲のため、税率のアップか一般会計からの繰り入れをしなければならないので、これから考えていく。税率改定については、国民健康保険運営協議会に諮問するとの答弁を受けた。

疾病の状況についてただしたところ、1人100万円以上の医療費を見ると、がん、脳疾患、心臓病、人工透析など生活習慣病が原因となる疾病が多いとの説明を受けた。医療費抑制のためにジェネリック医薬品の推進や特定健診の受診率アップを図り、健康づくりの活動を進めるよう要望した。

第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算

(1) 接続状況について

事業認可区域の工事もほぼ終わり、平成23年度末の下水道の普及率は75.6%になる見込みである。下水道への接続状況をただしたところ、公共ますの設置が全体で1,793基であるが、接続済みが1,358基、未設続が435基であるとの説明を受けた。

また、事業が終わった場合の一般会計からの持ち出しの変動をただしたところ、通常、事業を拡大しなければ減少するとの説明を受けた。

(2) 企業会計導入について

地方公営企業法適用基本方針の説明を受け、具体的な今後の取り組み内容についてただしたところ、平成18年の行政改革推進計画にも挙げているし、社会的な流れである。コンサルタントに委託して、平成24、25、26年度で移行を行う。3年間で職員のスキルアップを行うとの説明を受けた。

(3) 計画見直しについて

事業認可区域の整備がほぼ終わっているが、事業認可の見直しの計画についてただしたところ、現在の認可区域の整備は国の補助がつけば平成24年度に終わる。認可区域の見直しは平成24年9月までに県との協議を終える。区域の拡大をやめるのも選択の一つであるが、未整備の長野地区工場団地にアンケートをとったところ、接続を考えている企業もあるし、流域下水道の計画にも入っているので、その区域は広げるべきであるが、まだ報告できる段階ではないとの説明を受けた。

また、全体計画の見直しについては、平成24年度中に本町計画案を作成するとの説明を受けた。地域の公平性を保つよう要望した。

以上、予算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で予算特別委員長の審査報告は終わりました。

日程第2 討論・採決

○議長（後藤信八君）

日程第2．討論・採決を行います。

第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、反対討論をされる方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

賛成討論をされる方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第10号議案を採決します。本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成多数と認めます。よって、第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算は可決されました。

第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

反対討論をされる方おられますか。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。日本共産党基山町議団の松石信男です。

第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行いたいと思います。

まず、お断りしておきますが、私は予算のすべてに反対するものではありません。町長は、私の総括質疑の中で、平成24年度末の国保会計は医療費が伸びているので、このままいけば24年度いっぱいしか保険財政はもたない。このままでは赤字になるので、25年度からは国保税の改定を行わなければならないと考えていると答弁され、今年度中に国保運営協議会に国保税引き上げの諮問をするとの考えを示されました。

そして、赤字解消のためには、一般会計から国保会計にお金を繰り入れるべきではないかと質問したところ、町長は、一般会計から繰り入れるかどうか考えなければならないが、すべて繰り入れるか、幾ら繰り入れるか、一切入れないのかについて、この秋ごろには結論を出すとの見解を示されました。

この国保税については、私どもが一昨年行った町民アンケートでは、高い国保税の引き下げが基山町政に望むことのトップになっています。総括質疑の中でも申し上げましたが、国保世帯の平均所得は昭和59年度に比べて、平成21年度は43万3,000円も減っています。その一方では、1人当たりの国保税は2倍に、1世帯当たりでは1.3倍に増加しています。

そして、今年度は町税が9,200万円増加していることに対し、財政課長は、町民の所得がふえたわけではない。町民の所得は減っているとの見解を示されました。このように、町民の所得が年々減少し、暮らしがますます厳しくなっている中で、医療費がふえたからといっ

て、それを国保税の引き上げで町民の皆さんに負担を求めることは、もはや限界ではないでしょうか。

国保税引き上げになると、平成22年度末で7,220万円の滞納額がますますふえ、現在145世帯ある滞納世帯がふえることになり、医療が受けられなくなることも予想されます。御存じのとおり、国民健康保険制度は社会保障制度であります。国保税を払いたくても払えない事態は、絶対に避けるべきであります。

今、全国的に一般会計から繰り入れをしている市町村が多数になっています。平成22年7月20日付国保新聞では、全国の保険者数1,788のうち、法定内繰り入れを行った保険者は1,223で、約70%、全国平均でも1人当たり1万円を超えています。県内の市町も一般会計から繰り入れをしています。

最後に私は、平成23年度末で25億4000万円積み立てている基金の一部を活用して、国保会計に1世帯当たり1万円の一般会計からの繰り入れを行い、赤字解消や町民の負担が重い国保税の引き下げを求めまして、反対討論といたします。

○議長（後藤信八君）

賛成討論される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第11号議案を採決します。本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成多数と認めます。よって、第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算は可決されました。

第12号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

討論なしと認めます。討論を終わります。

第12号議案を採決します。本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成多数と認めます。よって、第12号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算に対する討論を行います。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

討論なしと認めます。

第13号議案を採決します。本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算は可決されました。

日程第3 意見書第1号

○議長（後藤信八君）

日程第3. 意見書第1号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見

書を議題とします。

これより意見書第1号に対する討論を行います。討論される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

意見書第1号の採決を行います。意見書第1号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成多数と認めます。よって、意見書第1号は採択と決しました。

日程第4 意見書第2号

○議長（後藤信八君）

日程第4．意見書第2号 戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書を議題とします。

これより意見書第2号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

意見書第2号の採決を行います。意見書第2号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書第2号は採択と決しました。

日程第5 意見書第3号

○議長（後藤信八君）

日程第5．意見書第3号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書を議題とします。

これより意見書第3号に対する討論を行います。討論される方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

意見書第3号の採決を行います。意見書第3号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成少数と認めます。よって、意見書第3号は不採択と決しました。

日程第6 意見書第4号

○議長（後藤信八君）

日程第6．意見書第4号 不活化ワクチンの導入等を求める意見書を議題とします。

これより意見書第4号に対する討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

意見書第4号の採決を行います。意見書第4号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成少数と認めます。よって、意見書第4号は不採択と決しました。

日程第7 意見書第5号

○議長（後藤信八君）

日程第7．意見書第5号 原子炉の運転期間に関する意見書を議題とします。

これより意見書第5号に対する討論を行います。討論される方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

意見書第5号の採決を行います。意見書第5号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成少数と認めます。よって、意見書第5号は不採択と決しました。

日程第8 所管事務調査について

○議長（後藤信八君）

日程第8．所管事務調査についてを議題とします。

本件については、総務文教、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査記載事項どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成24年第1回定例会を閉会します。

～午後1時56分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後 藤 信 八

基山町議会議員 神 前 輔 行

基山町議会議員 久保山 義 明